

長久手市文化財保存事業補助金交付要綱

（通則）

第1条 長久手市文化財保存事業補助金（以下「補助金」という。）は、文化財の保護を図るため、長久手市文化財保護条例（昭和52年長久手町条例第2号）に基づいて、文化財の所有者、管理者、保存団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う文化財保存事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第2条 前条に規定する事業は、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち市長が認める経費について補助金を交付する。

- 2 補助事業の事業内容、補助条件、補助率等は、別表のとおりとする。
- 3 補助事業を着手したのち指定の変更があった場合は、当該事業完了までは、市指定文化財とみなし、規則及びこの要綱の適用を受ける。

（申請手続）

第3条 規則第3条に規定する申請書は、長久手市文化財保存事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

- 2 前項に規定する申請書の提出期限は、事業の開始前までとする。

（決定の通知）

第4条 規則第6条に規定する交付決定の通知書は、長久手市文化財保存事業補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

- 2 市長は前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者等（以下「補助団体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、書面で申請の

取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(計画の変更、中止又は廃止の申請)

第6条 補助団体は、補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市文化財保存事業補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第3号)による承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の目的を損わない事業計画の細部の変更をする場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(承認の通知)

第7条 前条第2項に規定する承認の通知書は、長久手市文化財保存事業補助金変更・中止・廃止承認通知書(様式第4号)とする。

(実績報告)

第8条 規則第11条に規定する実績報告書は、長久手市文化財保存事業補助金実績報告書(様式第5号)とする。

- 2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助目的を達成していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 前項に規定する額の確定通知書は、長久手市文化財保存事業補助金交付確定通知書(様式第6号)とする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助団体は、補助金の請求を長久手市文化財保存事業補助金請求書(様式第7号)により行うもの

とする。

（財産処分の制限）

第 1 1 条 規則第 1 5 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第 1 5 条第 2 号に規定する市長の定める財産は、取得価格が単価 5 万円以上のものとする。

3 補助団体が規則第 1 5 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（その他）

第 1 2 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長久手市文化財保存事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定は、平成 2 5 年度以後の補助金について適用し、平成 2 4 年度までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

市指定文化財

	事業名	事業内容（*）	補助条件	交付の対象	補助対象経費	補助率	補助金限度額
市指定文化財	文化財保存事業	・保存修理 ・環境整備 ・防災施設の設置 ・保護増殖 ・公開 ・伝承記録作成事業 上記に準ずると市長が特に認めた事業	1 緊急かつ必要性があること。 2 補助事業経費の財源が確立していること。 3 同一年度内に事業が完了すること。	所有者 管理者 保存団体	賃金 報償費 旅費 需要費（食料費を除く。） 役務費 委託料 工事請負費 ※直接にかかる経費のみ対象	3分の2以内	50万円
	保存施設建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設	1 防災設備を有すること。 2 緊急かつ必要性があること。 3 補助に必要な財源が確立していること。 3 同一年度内に事業が完了すること。	所有者 管理者 保存団体	委託料 工事請負費 ※直接にかかる経費のみ対象	2分の1以内	50万円

*事業内容の考え方

保存修理……………有形文化財及び有形民俗文化財指定のものの保存の為の修理に限る。

環境整備……………史跡の環境整備をいう。

防災施設の設置……有形文化財（建造物）を火災から守るための施設。（主に消火栓、火災報知機をいう。）を設置する場合。

保護増殖……………動物、植物及び地質鉱物の保護、増殖の為の経費。

公開……………所有者、管理者及び保存団体が公開の為に直接必要となる経費（例 パンフレット、入場券の印刷費等）

伝承記録作成事業…市指定文化財の伝承及び記録作成の為の直接経費に対しての事業。（例 警固祭の保存、伝承の為の記録）

その他……………市長が上記に準ずると特に認めた事業

様式第1号（第3条関係）

長久手市文化財保存事業補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

このことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、長久手市文化財保存事業補助金交付要綱第3条の規定により申請します。なお、同要綱を遵守します。

記

1 事業の目的

2 補助金申請額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる資料

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

長久手市文化財保存事業補助金交付決定通知書

様

長久手市長

年 月 日付けで補助金交付申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定します。

記

1 事業名

2 交付決定額

金 _____ 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業等を変更、中止又は廃止する場合には、承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに報告しその指示を受けること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

長久手市文化財保存事業補助金 変 更
中 止 承認申請書
廃 止

年 月 日

長久手市長 殿

住 所
団体名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました補助事業について、下記のとおり事業計画の変更・中止・廃止をしたいので長久手市文化財保存事業補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

1 変更・中止・廃止する事項

2 理由

3 その他

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

変 更
長久手市文化財保存事業補助金中 止 承認通知書
廃 止

様

長久手市長

年 月 日付け 第 号で変更・中止・廃止承認
申請のあった補助事業については、下記のとおり承認しましたので通知します。
記

1 変更・中止・廃止の内容

2 補助金額

変更前 金 _____ 円
変更後 金 _____ 円

3 その他

様式第5号（第8条関係）

長久手市文化財保存事業補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知の
ありました補助事業は、下記のとおり実施しましたので、長久手市文化財保存
事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 事業の目的

2 交付決定額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

長久手市文化財保存事業補助金交付確定通知書

様

長久手市長

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業補助金について、内容を審査したところ適正と認めますので、下記のとおり補助金額を確定しました。

記

補助金確定額

金 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

長久手市文化財保存事業補助金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のありました補助事業については、長久手市文化財保存事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

（注：補助金交付決定通知書の写しを添付すること。）

2 振込先

金融機関名・本支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義人（フリガナ） _____